次期熊本県障がい者計画等の策定について（案）

１　令和８年熊本地震を踏まえた策定方針及びスケジュールの見直し

２　次期熊本県障がい者計画等の基本方針及び概要案について



【資料のガイド】

● この資料では、熊本地震を受けて計画の作り方と予定を見直すこと、新しい計画で大切にする考え方を説明します。

１　令和８年熊本地震を踏まえた策定方針及びスケジュールの見直し



【資料のガイド】

● まずは、地震のあとに計画の作り方と予定をどう変えるのかを説明します。

1　令和８年熊本地震を踏まえた策定方針及びスケジュールの見直し

（１）地震の発生及び計画策定への影響

・令和８年７月２８日に令和８年熊本地震が発生し、災害対応業務を最優先とするため、第１回熊本県障害者施策推進審議会(8/27)は中止。

・計画策定に係る庁内作業にも影響が生じており、**当初予定していた策定スケジュールの実施が困難**となった。

・災害対応の中で、**障がいのある人が直面した課題あるいは支援を行う上での課題が浮き彫り**となった。

（２）地震を踏まえて必要となる対応

・令和８年熊本地震の状況について、記憶の新しいうちに、障がい者等の被災状況、発災時の支援状況及びその後の対応経過を把握し、フェーズや場面に応じた課題を整理・検証する必要がある。

例：避難行動・避難生活支援、障がい特性に応じた情報提供、一般避難所・福祉避難所の運営、障害福祉サービス事業の継続、医療的ケアを必要とする方への支援、関係機関の連携等

・**障がい当事者団体、家族団体、事業者団体等から意見を聴取し、地震の経験・教訓を十分に踏まえながら、次期計画への反映や施策の充実に向けた検討**につなげていく必要がある。



【資料のガイド】

●地震への対応を優先することから元の予定どおりに計画を作ることが難しくなりました。さらに、地震で分かった困りごとや必要な支援をしっかり把握して、今後の計画に生かしていく必要があります。

1　令和８年熊本地震を踏まえた策定方針及びスケジュールの見直し

次期熊本県障がい者計画等について、次の方針により今後の策定作業を進めることとしたい。

1　一体的策定の方針を維持する

第７期障がい者計画、第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画を**一体的に策定**する（地震前と同じ）。

2　令和８年度は暫定的な対応を行う

障がい者計画の計画期間を令和９年９月３０日まで延長するとともに、

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の暫定計画を令和８年度中に策定し、計画の空白期間を生じさせない。



3　地震を踏まえた意見聴取等を実施する

障がい当事者団体等から意見を聴取し、被災状況及び支援上の課題を整理したうえで、その結果を踏まえて完成版への反映を検討する。

主な意見聴取先：障がい当事者団体、家族団体、事業者団体等　　**実施時期：令和８年１２月中（予定）**

4　令和９年９月末までに完成版を策定する

審議会における審議、パブリックコメント等の必要な工程を経て、３計画を一体化した完成版を策定する。

【資料のガイド】
- 元々予定していた、それぞれの計画を一つにまとめる方針は変えません。
- 計画がない期間を作らないようにしながら、地震で分かった困りごとや必要な支援をしっかり把握するために、当事者団体などの意見を聴いて、令和９年９月末までに完成版を作ります。

（参考）　令和８年熊本地震を踏まえた意見聴取について

（１）主旨・目的

令和８年熊本地震において、民間団体などの支援機関と行政が連携し、障がいのある方の支援に取り組んだ一方、飲料水等の物資の確保・提供、避難所への避難、医療・福祉サービスの利用など、様々な課題が明らかとなった。

今後発生し得る災害に備え、より実効性のある支援体制の構築につなげるため、令和８年熊本地震における障がいのある方への支援状況や課題等を官民協働で記録として残し、その結果を踏まえて次期熊本県障がい者計画等や今後の施策につなげていくこととしたい。

（２）実施期間・実施方法

【実施期間】令和８年１２月中に意見聴取予定。

【実施方法】インターネットによる回答フォーム。

①障がい関係団体等に対して、団体として把握している事例や経験を中心に、令和８年熊本地震における障がいのある人の状況、課題、有効だった支援、不足していた支援、今後必要な取組などについて回答の協力を依頼。

②実際に被災地支援に当たった団体や、障がい特性による課題など固有の課題が認められる団体から、補足的に対面による意見交換を実施。

（３）意見聴取の候補となる障がい関係団体等

区分	対象
A　当事者・家族	障がい当事者団体、家族団体等
B　福祉関係	施設・事業所・相談支援等の関係団体等
C　災害支援関係	実際に被災地において支援した団体等

（４）主な聴取事項

① 地震時にどのような状況・困りごとがあったか
② どのような支援・配慮が行われ、何が有効だったか
③ 不足していた支援・対応は何か
④ 今後の災害に備え、改善・充実すべきことは何か



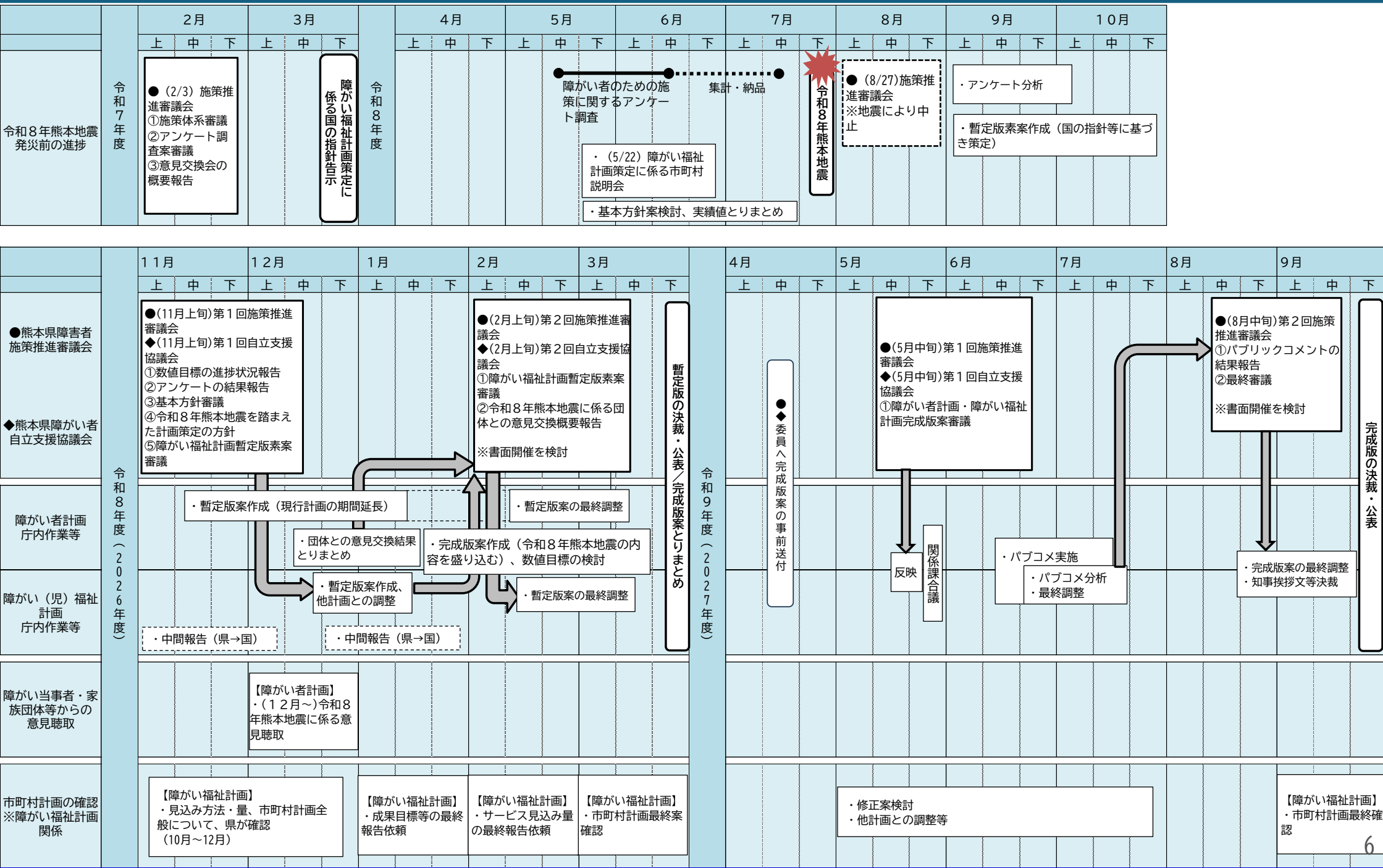
【資料のガイド】

● １２月中に、団体が知っている地震時の状況や困りごとをＷｅｂフォームなどで聴きます。必要な場合は、被災地で支援した団体や代表的な団体に、直接話を聴きます。

（参考）　見直し後の策定スケジュール（案）

参 考

※第７期熊本県障がい者計画・第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画を一体的に作成



２　次期熊本県障がい者計画等の基本方針及び概要案について



【資料のガイド】

● ここからは、新しい計画が目指す社会、基本となる考え方、取り組む方向性を説明します。

第７期熊本県障がい者計画・第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画の基本方針

計画策定の趣旨

【位置付け】

本県の障がい者施策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的とした、**本県における「障がい者のための施策に関する基本的な計画」。**

※障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定することで、計画間の整合性を図り、本県施策の一貫性と実効性を高める。

【計画期間】

令和９年(2027年)１０月から令和１５年（2033年）３月の約６年間

現状・課題等

・「障がい当事者抜きに障がい当事者のことを決めない」ことを原則しとつつ、障がいのある人をパートナーとして県の施策を推進することが必要。

・「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」の趣旨も踏まえ優生思想の根絶、差別解消、虐待防止、「社会モデル」の浸透など一層の取組が必要。

・意思決定支援、家族支援を推進しつつ、障がいのある人が希望する地域生活を地域全体で支える体制の整備が必要。

・障がいの重度化・高齢化にも対応するため、専門的かつ質の高い支援体制の整備が必要。

・令和８年熊本地震における障がいのある人の状況等を踏まえた施策の展開が必要。

「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が目指す共生社会の実現はもとより、障がいの有無にかかわらず、県民一人一人が“共に未来を創る”主人公であるという視点に立ち、施策を推進する。



【資料のガイド】 障がいのある人を県の取組を一緒により良くしていくパートナーとしながら、障がいのある人の考えや思いを大切にすること、自分が望む地域で暮らし社会に参加できること、差別や偏見をなくすこと、災害への備えを強くすることが必要です。

第７期熊本県障がい者計画・第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画の基本方針

計画の基本的な考え方

目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、誰もが主役となって輝き、未来につなぐ共生社会の実現

「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が目指す共生社会をさらに進め、障がいの有無にかかわらず、県民一人一人が地域や社会の主役として、共に熊本の未来を創っていく社会を目指す。

基本理念

◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会	「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が目指す共生社会を、引き続き県の障がい者施策の基本に据える。
◆自らの意思や選好が最大限尊重される社会	障がいのある人が、自分のことを自分で考え、選び、決めることができるよう、本人の意思や選好を尊重した支援を一層進める。
◆自ら望む地域生活や社会参加ができる社会	本人が望む自立や地域での暮らしと、社会の一員としての多様な活動への参加を一体的に支える。

共通の視点

◆県民みんなで障がいのある人への差別や偏見をなくす取組	差別や偏見、虐待、優生思想をなくし、障がいは本人だけでなく社会にある障壁によって生じるという「社会モデル」の考え方を、県民全体に広げる。
◆地域で安心して自ら望む生活ができるための支援	本人の意思や希望を尊重し、自ら望む地域で安心して暮らし続けられる支援体制を地域全体で整える。
◆家族等に対する支援	障がいのある人の意思を尊重することを基本としながら、日常的に支える家族等の負担や不安を軽減し、本人と家族等がともに安心して暮らせるよう支援する。
◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援	障がいの種類や程度、年齢、生活状況等によって必要な支援は異なるため、一人一人の状況に応じた専門的で質の高い支援を進める。
◆災害対策等の充実による安全・安心の確保	これまでの災害と令和8年熊本地震における経験や課題を踏まえ、平時の備えから避難行動、避難生活、生活再建まで、障がい特性に応じた切れ目のない災害対策を強化する。

【資料のガイド】 新しい計画は、障がいのある人もない人も、誰もが主役として、熊本の未来をつくる社会を目指します。

第７期熊本県障がい者計画・第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画の基本方針

新計画の名称について

「くまもと障がい者プラン」については、「熊本県障がい者計画」単独を指す名称であるところ、「熊本県障がい福祉計画」と統合し、新体系となることから、新計画の名称を検討。
障がいのない人も当事者意識が芽生えるような親しみやすさを念頭に置きつつ、条例の基本理念をストレートに表現した以下の名称を提案したい。

事務局案：くまもと「障がいのある人もない人も」共生プラン

計画の体系

「熊本県障がい者計画」及び「熊本県障がい福祉計画」の統合方法は、以下の勘案事項を踏まえて、前半に障がい者施策の基本方針・総合的な推進に係る事項（熊本県障がい者計画部分）、後半に障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る事項（障がい福祉計画部分）の２部構成としたい。

【勘案事項】
・障がいのある人や家族、障がい福祉関係事業者、市町村といった各主体が確認したいポイントの違い・確認したい箇所のわかりやすさ
・国の「障害者基本計画」や「障がい福祉計画策定に係る基本指針」の構成や柱の変更があった場合の対応しやすさ

障がい者施策の基本方針・総合的な推進に係る事項【障害者計画部分】

１ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	６ 保健・医療の推進
２ 安全・安心な生活環境の整備	７ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
３ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	８ 教育の推進
４ 防災、防犯等の推進	９ 雇用・就業、経済的自立の支援
５ 行政・地域社会における合理的配慮の充実	10 文化芸術活動・スポーツ等の振興を通した社会参加の促進

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る事項【障害（児）福祉計画部分】

１ 入所等から地域生活への移行	６ 相談支援体制の充実・強化等
２ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	７ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
３ 福祉施設から一般就労への移行等	８ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
４ 障害児支援の提供体制の整備等	
５ 地域生活支援の充実	



【資料のガイド】
● 障がいのない人にも自分に関係する計画だと興味を持ってもらえるように、新しい計画の名前は親しみやすい名前を考えます。候補としては、くまもと「障がいのある人もない人も」共生プランです。
● 新しい計画は、前半に県の取組の方向を定め、後半に福祉サービスの体制を整える方針を定める２部構成にします。

各種計画の一体的策定に伴う新名称の事務局案

「くまもと『障がいのある人もない人も』共生プラン」の概要（案）
（第７期熊本県障がい者計画・第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画）

参 考

計画策定の趣旨

【位置付け】
　本県の障がい者施策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的とした、**県における「障がい者のための施策に関する基本的な計画」**
※障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定することで、計画間の整合性を図り、本県施策の一貫性と実効性を高める。

【計画期間】
　令和９年(2027年)１０月から令和１５年（2033年）３月の約６年間

現状・課題等

・「障がい当事者抜きに障がい当事者のことを決めない」ことを原則しとつつ、障がいのある人をパートナーとして県の施策を推進することが必要
・「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」の趣旨も踏まえ優生思想の根絶、差別解消、虐待防止、「社会モデル」の浸透など一層の取組が必要
・意思決定支援、家族支援を推進しつつ、障がいのある人が希望する地域生活を地域全体で支える体制の整備が必要
・障がいの重度化・高齢化にも対応するため、専門的かつ質の高い支援体制の整備が必要
・令和８年熊本地震における障がいのある人の状況等を踏まえた施策の展開が必要

「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が目指す共生社会の実現はもとより、障がいの有無にかかわらず、県民一人一人が“共に未来を創る”主人公であるという視点に立ち、施策を推進する。

計画の基本的な考え方

目指す姿	**障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、誰もが主役となって輝き、未来につなぐ共生社会の実現**
基本理念	◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会　◆自らの意思や選好が最大限尊重される社会　◆自ら望む地域生活や社会参加ができる社会
共通の視点	◆県民みんなで障がいのある人への差別や偏見をなくす取組　◆地域で安心して自ら望む生活ができるための支援 ◆家族等に対する支援　◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援　◆災害対策等の充実による安全・安心の確保

計画の体系

障がい者施策の基本方針・総合的な推進に係る事項【障害者計画部分】

１ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	６ 保健・医療の推進
２ 安全・安心な生活環境の整備	７ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
３ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	８ 教育の推進
４ 防災、防犯等の推進	９ 雇用・就業、経済的自立の支援
５ 行政・地域社会における合理的配慮の充実	10 文化芸術活動・スポーツ等の振興を通した社会参加の促進

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る事項【障害（児）福祉計画部分】

１ 入所等から地域生活への移行	６ 相談支援体制の充実・強化等
２ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	７ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
３ 福祉施設から一般就労への移行等	
４ 障害児支援の提供体制の整備等	８ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
５ 地域生活支援の充実	

障がいのある人を取り巻く課題を踏まえた検討

計画策定や施策の展開に当たっては実効性を確保するため、障がい当事者、家族、支援者等との意見交換やアンケート調査を実施し、意見を踏まえたものとする。
（さらに令和８年熊本地震に係る障がい当事者団体等との意見聴取も実施予定）

参考

参考：熊本県障がい者計画及び国の障害者基本計画（第５次）との対応整理表

第６期熊本県障がい者計画		第７期熊本県障がい者計画	障害者基本計画（第５次）
Ⅰ　目指す姿		**Ⅰ　目指す姿**	**１．基本理念**
障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現	見直し	障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、誰もが主役となって輝き、未来につなぐ共生社会の実現	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
Ⅱ　基本理念		**Ⅱ　基本理念**	**２．基本原則**
①障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会		①障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会	①地域社会における共生等
②自らの選択・決定・参画の実現	見直し	②自らの意思や選好が最大限尊重される社会	②差別の禁止
③安心していきいきと生活できる環境づくり	見直し	③自ら望む地域生活や社会参加ができる社会	③国際的協調
Ⅲ　重点化の視点		**Ⅲ　共通の視点**	**３．各分野に共通する横断的視点**
①県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組	見直し	①県民みんなで障がいのある人への差別や偏見をなくす取組	（１）条約の理念の尊重及び整合性の確保
②地域で安心して生活できるための支援	見直し	②地域で安心して自ら望む生活ができるための支援	（２）共生社会の実現に資する取組の推進
			（３）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
③家族に対する支援		③家族に対する支援　県独自	（４）障害特性等に配慮したきめ細かい支援
④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援		④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援	（５）障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
⑤災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保	見直し	⑤災害対策等の充実による安心・安全の確保　県独自	（６）ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
分野別施策		**分野別施策**	**分野別施策**
1　地域生活の支援		1　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2　保健・医療		2　安全・安心な生活環境の整備	2　安全・安心な生活環境の整備
3　教育、文化芸術活動・スポーツ		3　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4　雇用・就業、経済的自立の支援		4　防災、防犯等の推進	4　防災、防犯等の推進
5　情報アクセシビリティ		5　行政・地域社会における合理的配慮の充実	5　行政等における合理的配慮の充実
6　安全・安心		6　保健・医療の推進	6　保健・医療の推進
7　生活環境		7　自立した生活の支援・意思決定支援の推進	7　自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8　差別の解消及び権利擁護の推進		8　教育の推進	8　教育の推進
		9　雇用・就業、経済的自立の支援	9　雇用・就業、経済的自立の支援
		10　文化芸術活動・スポーツ等の振興を通した社会参加の促進	10　文化芸術活動・スポーツ等の振興
			11　国際社会での協力・連携の推進

参考：施策の基本的な方向性

参 考

障がい者施策の総合的な推進に係る主な事項

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
◆合理的配慮の提供や虐待防止などの出前講座・オープンセミナーや障がい理解のイベントの実施
◆旧優生保護法補償金等の補償金等受付・相談窓口の設置

2 安全・安心な生活環境の整備
◆建物のユニバーサルデザイン研修会等の開催や県営住宅のユニバーサルデザイン化の推進
◆ハートフルパス制度の普及・啓発

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
◆耳で聞くハザードマップアプリの導入
◆障がい者ＩＣＴサポートセンターによる相談対応、支援者養成
◆手話言語条例の普及啓発、手話通訳者等の意思疎通支援者の養成

4 防災、防犯等の推進
◆在宅生活に移行する常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児への非常用電源装置の貸与
◆災害発生時における、在宅障がい者等の訪問や福祉・介護専門職、精神科医等の専門職の被災地域への派遣等

5 行政・地域社会における合理的配慮の充実
◆審議会等への障がいのある方の積極的登用
◆療育手帳の出張判定の実施
◆点字や音声による選挙情報の提供等

6 保健・医療の推進
◆障がい児への療育支援
◆精神科病院の夜間又は休日の診療体制の整備、精神科救急情報センターの運営
◆こども・若者自殺危機対応チームの設置

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
◆障がい当事者家族を支えるファミリープラン作成の試行
◆基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備のための市町村への支援
◆障がい特性に応じた専門的な支援を行う人材の養成

8 教育の推進
◆インクルーシブ教育システム構築のための委員会の設置
◆医療的ケアが必要な児童生徒のための特別支援学校への看護師配置

9 雇用・就業、経済的自立の支援
◆「障害者就業・生活支援センター」による就業相談の受付・助言等
◆就労継続支援事業所への経営改善支援
◆「お試し発注サポート事業」による工賃向上・優先調達の推進

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興を通した社会参加の促進
◆くまもとハートウィークイベント、デフアスリートイベントの開催
◆アール・ブリュット パートナーズ熊本とくまモンとの連携

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る主な成果目標

1 入所等から地域生活への移行
◆地域移行者数：令和７年度末施設入所者数のうちの６％（161人）以上
◆施設入所者数：令和７年度末入所者数の５％（134人）以上減少

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
◆精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数
◆精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点、180日時点、365日時点
◆心のサポーター数
◆Ｋ６により住民のこころの状態を把握

3 福祉施設から一般就労への移行等
◆一般就労への移行者数：令和６年度実績の1.31倍以上：417人
◆就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
◆協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置

4 障害児支援の提供体制の整備等
◆インクルージョン推進のための協議の場の設置市町村等数
◆医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置
◆障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

5 地域生活支援の充実
◆全市町村の地域生活支援拠点等にコーディネーター配置、年１回以上の運用状況の検証・検討
◆強度行動障がいの状態にある者の支援ニーズ把握、支援体制の整備

6 相談支援体制の充実・強化等
◆全市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会の設置・整備並びに連携体制の構築
◆のぞまないセルフプラン解消のための体制整備
◆協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
◆人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
◆人材確保・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置
◆相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の実施

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
◆各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
◆各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表

（参考）　地震発生前の策定方針及びスケジュール

参 考

（１）令和７年度審議会でお示しした方針

次期計画（「第７期熊本県障がい者計画」、「第８期熊本県障がい福祉計画」及び「第４期熊本県障がい児福祉計画」）については、
・計画間の整合性を確保し、本県の障がい者施策を総合的かつ一貫して推進すること
・県民にとって分かりやすい計画体系とし、施策の方向性とサービス提供体制の関係を明確にすること
・計画の策定、進捗管理及び評価を一体的に行い、計画運用の実効性を高めること
を踏まえて各計画を一体的に作成し、令和９年度から開始する方針としていた。

（２）一体的に作成する計画及び計画期間

計画	根拠・性格	地震発生前に予定していた計画期間
第７期熊本県障がい者計画	障害者基本法に基づく、障がい者施策の基本的方向を定める計画	令和９年度～令和１４年度（６年間）
第８期熊本県障がい福祉計画	障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス等の提供体制を定める計画	令和９年度～令和１１年度（３年間）
第４期熊本県障がい児福祉計画	児童福祉法に基づく、障害児通所支援等の提供体制を定める計画	令和９年度～令和１１年度（３年間）

（３）令和７年度審議会でお示ししたスケジュール

令和９年４月の次期計画開始に向け、令和７年度から令和８年度の上半期にかけて基礎的な意見聴取及び施策体系等の検討を行い、令和８年度に計画案の審議、パブリックコメント及び最終決定を行う予定としていた。

時期	主な取組・審議内容
令和７年度	障がい当事者及び家族団体との意見交換、次期計画の施策体系等の検討、審議会における策定方針の説明
令和８年度上半期	障がい者施策アンケートの実施・結果整理、現行計画の実績把握、基本方針及び計画骨子の検討、第１回審議会
令和８年度下半期	計画素案の作成・審議、パブリックコメント、第２回・第３回審議会、庁内決裁
令和９年４月	３計画を一体化した次期計画の開始

（参考）　地震発生前の策定方針

令和７年度熊本県障がい者自立支援協議会資料
令和７年度熊本県障害者施策推進審議会資料

参 考

現　　計　　画

くまもと障がい者プラン

第６期熊本県障がい者計画（R3-R8年度）
- 根拠：障害者基本法第11条第2項
本県における障害者のための施策に関する基本的な計画。
※障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項の熊本県障がい者文化芸術活動推進計画の取組と位置づけ

熊本県障がい福祉計画　※平成30年（2018年）より一体的に作成

第７期熊本県障がい福祉計画（R6-R8年度）
- 根拠：障害者総合支援法第89条第1項

第３期熊本県障がい児福祉計画（R6-R8年度）
- 根拠：児童福祉法第33条の22第1項

障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成するもの。

本県の障がい児・者に関する計画を一体的に作成（計画期間：R9-R14の6か年）

ただし、計画の内訳は以下のとおり。
- **第７期**熊本県障がい者計画等（R9-R14年度）
- **第８期**熊本県障がい福祉計画、**第４期**熊本県障がい児福祉計画（R9-R11年度）
- **第９期**熊本県障がい福祉計画、**第５期**熊本県障がい児福祉計画（R12-R14年度）

一体的作成のメリット
- 障がい者全体の基本的な施策（障がい者計画）と、具体的なサービス提供体制（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）を一体的に捉えることで、計画間の整合性を図り、本県施策の一貫性と実効性を高めるとともに、県民にとって分かりやすい計画とする。
- 計画策定や進捗管理、評価などを一体的に行うことで、業務の重複を無くし、事務作業の負担軽減と業務の効率化を図る。

これまでの策定状況

熊本県障がい者計画			熊本県障がい福祉計画		
期	策定年度	計画期間	期	策定年度	計画期間
第1期		昭和57-平成3年度（1982-1991年度） ● 10年間 ※障害者福祉長期計画			
第2期	平成5年度 （1993年度）	平成5-14年度（1993-2002年度） ● 10年間 ※障害者社会促進プラン			
第3期	平成14年度 （2002年度）	平成15-22年度（2003-2010年度） ● 8年間	第1期	平成17年度 （2005年度）	平成18-20年度（2006-2008年度） ● 3年間
第4期	平成22年度 （2010年度）	平成23-26年度（2011-2014年度） ● 4年間	第2期	平成20年度 （2008年度）	平成21-23年度（2009-2011年度） ● 3年間
			第3期	平成23年度 （2011年度）	平成24-26年度（2012-2014年度） ● 3年間
第5期	平成26年度 （2014年度）	平成27-令和2年度（2015-2017年度） ● 6年間	第4期	平成26年度 （2014年度）	平成27-29年度（2015-2017年度） ● 3年間
			第5期 第1期（児）	平成29年度 （2017年度）	平成30-令和2年度（2018-2020年度） ● 3年間
第6期	令和2年度 （2017年度）	令和3-8年度（2021-2026年度） ● 6年間	第6期 第2期（児）	令和2年度 （2020年度）	令和3-5年度（2021-2023年度） ● 3年間
			第7期 第3期（児）	令和5年度 （2023年度）	令和6-8年度（2024-2026年度） ● 3年間

（参考）　地震発生前の策定スケジュール

令和７年度熊本県障害者施策推進審議会資料

参 考

※第７期熊本県障がい者計画・第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画を一体的に作成

▼ スケジュールは目安であり、状況により前後します。

